

働き方改革関連法の概要及び 改正労働基準法等のポイントと実務対応

本年6月29日、働き方改革関連法が成立し、残業時間の上限規制や、正社員と非正規の不合理な待遇差を解消する「同一労働同一賃金」、高収入の一部専門職を労働時間の規制から外す「高度プロフェッショナル制度」の導入などが、平成31年4月1日より順次施行されることとなります。

そこで今回は、弊協会総務・労働問題・教育事業の3委員会合同で、政省令を審議する労働政策審議会労働条件分科会使用者側委員をお務めの経団連労働法制本部長 輪島 忍氏をお招きし、最新の情報を基に標記セミナーを開催することといたしました。多数のご参加をお待ちしております。

CONTENTS

1. 今回成立した働き方改革関連法の概要
 - ・労働基準法、労働安全衛生法、同一労働同一賃金関連法などの改正点
2. 平成31年度より順次義務化される労働基準法等のポイントと実務対応
 - ・時間外労働の上限規制
 - ・年休5日取得義務化
 - ・フレックスタイム制の清算期間延長
 - ・高度プロフェッショナル制度 など

開催日時	平成30年9月21日（金） 14時30分～16時30分	
会場	経協会館3階ホール（新潟県経営者協会） 新潟市中央区川岸町1-47-3	
講師	一般社団法人日本経済団体連合会 労働法制本部 本部長 輪島 忍 氏	
定員	100名 (定員に達し次第締め切らせていただきます。)	
受講料	会員	無 料（1社2名まで） (3名から1名2,000円(消費税込) 当日申し受けます。)
	非会員	1名 3,000円 (消費税込・当日申し受けます。)

申込方法	下記申込書にて FAX(025-267-2310) または ホームページ(http://www.niigata-keikyo.jp) よりお申し込みください。 ※受講票は発行いたしません。定員に達し、受講できない場合はご連絡いたします。
申込締切日	平成30年9月14日(金)
備考	<u>駐車場がございませんので、お車でのお越しはご遠慮ください。</u>
お問合せ	(一社)新潟県経営者協会 事務局 TEL(025)267-2311

(一社)新潟県経営者協会 行 FAX (025)267-2310

3 委員会合同主催セミナー（働き方改革関連法）申込書（9/21）

会社名		
所在地	(〒)	
ご担当者	お名前	所属・役職
連絡先	TEL:	FAX:

	参加者氏名(フリガナ)	所属・役職
1	()	
2	()	
3	()	
4	()	
5	()	

ご記入いただいた個人情報につきましては今後のセミナー内容および講演会・IR活動の向上を目的としており、主催者が取り扱う商品・サービスのご案内の目的のみに使用いたします。なお、第三者に提供することはありません。